

市立函館病院職務住宅事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市立函館病院（以下「病院」という。）における診療等の業務の円滑な遂行に資するため、病院に勤務する医師または歯科医師および公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めるもの（以下「職員等」という。）を居住させる職務住宅の管理に関し、函館市病院局職務住宅管理規程（平成18年病院局規程第31号。以下「規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 職務住宅の位置は、病院からおおむね2キロメートル以内とする。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(指定)

第3条 管理者は、規程第3条第1項の規程により職務住宅に入居させる職員等を指定したときは、別記様式の市立函館病院職務住宅居住指定書を当該指定した職員等に交付するものとする。

(貸付料)

第4条 規程第5条第3項の管理者が別に定めるものは、次のとおりとする。

| 種 別 | 貸付料 |
|---------------------|-----|
| 診療応援に来院する医師もしくは歯科医師 | 無 料 |
| 医療系大学から実習に来院する学生 | 無 料 |
| その他管理者が特に認める者 | 無 料 |

(居住者の禁止行為)

第5条 規程第7条第1項第5号の職務住宅の管理上不適当な行為は、次のとおりとする。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる行為

(2) その他前号に類する行為

(費用の負担区分)

第6条 規程第8条第4号の居住者が負担することが相当と認められる費用は、次のとおりとする。

(1) 居住する職務住宅に係る損害保険料

(2) 電話に係るすべての費用

(3) 退去に伴う清掃および消毒に係る費用

2 規程第8条各号に掲げる費用については、第4条に掲げるものからは徴収しないものとする。ただし、規程第8条第1号の費用について、故意または重大な過失による場合はこの限りでない。

(職務住宅の移転)

第7条 規程第9条第1項の管理上必要と認める場合は、次のとおりとする。

(1) 管理者が認める場合

(2) 職員等の世帯構成が変更したこと等の明確な理由より、現在居住している職務住宅と異なる間取りの職務住宅を職員等が要望する場合

附 則

この要領は、平成14年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。